

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成26年1月23日(2014.1.23)

【公表番号】特表2007-516271(P2007-516271A)
 【公表日】平成19年6月21日(2007.6.21)
 【年通号数】公開・登録公報2007-023
 【出願番号】特願2006-546314(P2006-546314)
 【国際特許分類】

C 0 7 D 311/80 (2006.01)
 G 0 1 N 30/02 (2006.01)
 G 0 1 N 30/88 (2006.01)
 A 6 1 K 31/352 (2006.01)
 A 6 1 P 1/14 (2006.01)

【F I】

C 0 7 D 311/80
 G 0 1 N 30/02 N
 G 0 1 N 30/88 C
 G 0 1 N 30/88 W
 G 0 1 N 30/88 1 0 1 K
 G 0 1 N 30/88 1 0 1 H
 G 0 1 N 30/88 1 0 1 E
 G 0 1 N 30/88 1 0 1 N
 G 0 1 N 30/88 2 0 1 W
 G 0 1 N 30/88 2 0 1 G
 A 6 1 K 31/352
 A 6 1 P 1/14

【誤訳訂正書】
 【提出日】平成25年11月28日(2013.11.28)
 【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

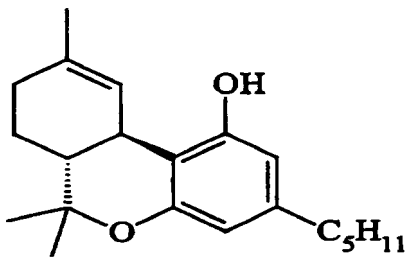
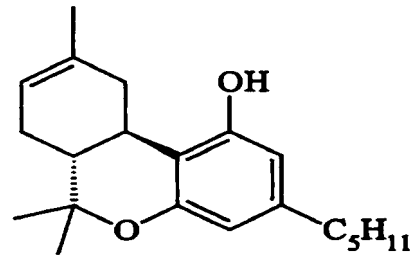
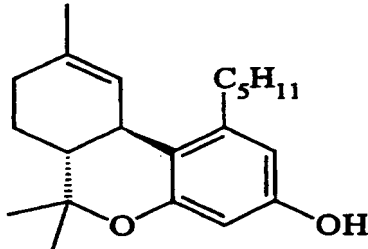
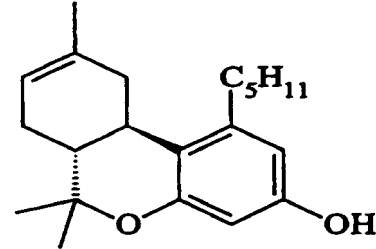
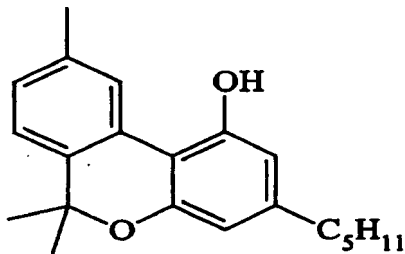
(-) - ⁹ - トランス - テトラヒドロカンナビノールを、(-) - ⁹ - トランス - テトラヒドロカンナビノールを含むカンナビノイドの混合物から分離する方法であって、

前記方法が、調製用分離方法であり、前記混合物に対して、少なくとも一つのクロマトグラフィー工程を行うことを含んでなり、

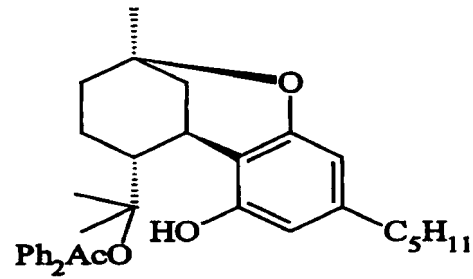
前記クロマトグラフィー工程が、二酸化炭素を含んでなる移動相が、アミローストリス(3,5-ジメチルフェニルカルバメート)を含んでなる固定相中を通過することを含んでなり、

前記カンナビノイドの混合物に含まれる不純物が、下記化学式で表される化合物の少なくとも一種を含んでなるものである、方法。

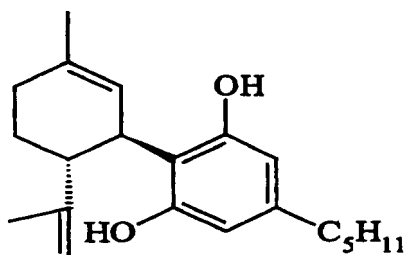
【化 1】

(-)-Δ⁹-trans-THC(-)-Δ⁸-trans-THC(-)-Δ⁹-abn-THC(-)-Δ⁸-abn-THC

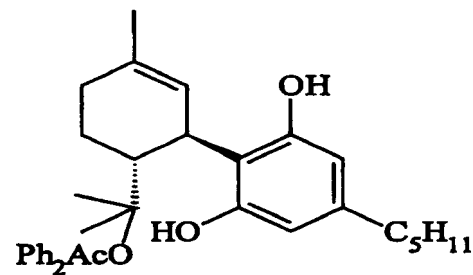
カンナビノール



「DPA-イソ」



カンナビシオール



「DPA-トリオール」

【請求項 2】

前記移動相が、二酸化炭素および一種以上の変性剤の混合物である、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記移動相が、二酸化炭素とエタノールの混合物である、請求項 2 に記載の方法。

【請求項 4】

二酸化炭素と液体変性剤の比が 95 : 5 ~ 75 : 25 である、請求項 2 または 3 に記載の方法。

【請求項 5】

前記誘導体化された多糖が、シリカゲル、ジルコニウム、アルミナ、セラミックおよび

他のシリカから選択された基材上に固定される、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 6】

前記固定相がアミロース系多糖を含んでなる、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 7】

前記固定相が、マクロ細孔シリカゲル上に担持されたアミローストリス(3,5-ジメチルフェニルカルバメート)である、請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

移動相がアキラル固定相中を通過する別のクロマトグラフィー工程を含んでなる、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 9】

前記アキラル固定相が、シリカ担体上に固定された 2-エチルピリジンシロキサンである、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

前記アキラル固定相を使用する前記別のクロマトグラフィー工程が、誘導体化された多糖を含んでなる前記固定相を使用する前記クロマトグラフィー工程の前に行われるものである、請求項 8 または 9 に記載の方法。

【請求項 11】

誘導体化された多糖を含んでなる前記固定相を使用する前記クロマトグラフィー工程が、前記アキラル固定相を使用する前記別のクロマトグラフィー工程の前に行われるものである、請求項 8 または 9 に記載の方法。

【請求項 12】

(-) - ⁹ - トランス - テトラヒドロカンナビノールを含んでなる薬学的製品の製造方法であって、

請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の方法により、(-) - ⁹ - トランス - テトラヒドロカンナビノールを含んでなるカンナビノイドの混合物から(-) - ⁹ - トランス - テトラヒドロカンナビノールを分離する工程と、及び

前記(-) - ⁹ - トランス - テトラヒドロカンナビノールを薬学的キャリアーと組合せて、前記薬学的製品を形成する工程とを含んでなる、製造方法。

【請求項 13】

前記調製用分離方法が、1日未満で、(-) - ⁹ - トランス - テトラヒドロカンナビノールを少なくとも 1 g 提供できるものである、請求項 1 ~ 12 の何れか一項に記載の方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

比較例 1

Chiralpak ADカラムおよびヘキサン/エタノール移動相を使用する 1 工程精製

クロマトグラフィー装置は、例 1 で使用したものと同一であった。粗製原料を、0.2 マイクロメートルフィルター(Whatman PTFE w/GMF)を通して濾過し、Chiralpak AD固定相を含むクロマトグラフィーカラム(長さ 25 cm、内径 1 cm)上に、95%ヘキサンおよび 5%エタノールの移動相を使用し、カラム流量 4.8 ml/分で注入した。DPA-イソから(-) - ⁹ - トランス - THCを調製用精製することはできなかった。